

新旧比較表

校正受託業務約款の一部改正

旧	新
<p>第 1 条～第 18 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 甲および乙は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。</p> <p>(1) <u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与していると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者</u></p> <p>(3) <u>自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者</u></p> <p>(5) <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかわる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。</u></p> <p>2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。</p> <p>(1) <u>暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>(2) <u>脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</u></p> <p>(3) <u>犯罪に該当する罪に該当する行為</u></p> <p>(4) <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>3. <u>甲または乙が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わず契約を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しない。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 2024年4月15日改正</p>